

次期農業委員会の委員の任命等スケジュールについて

1、任期

現農業委員会の委員の任期

平成31年4月1日から令和4年3月31日（3年間）

次期農業委員会の委員の任期

令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）

※ 農業委員会の委員：農業委員及び農地利用最適化推進委員

2、推薦募集の人数

農業委員：19名

農地利用最適化推進委員：30名

3、農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱スケジュール

日 程	内 容
令和3年12月7日 ～令和4年1月7日	農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の実施
令和4年1月中旬頃	推薦委員会の実施（応募が定員を超えた場合に実施）
令和4年2月10日	推薦・公募委員の確定
令和4年3月	農業委員の任命議案審議
令和4年4月1日	第4回農業委員会総会 市長の任命辞令交付式
令和4年4月8日	第5回農業委員会総会 農地利用最適化推進委員委嘱状交付式（農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱）

※ 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条第1項 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

※ 農地利用最適化推進委員とは、担当地区の農地等に利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を図るために設けられた役職です。